

函館市監査公表第14号

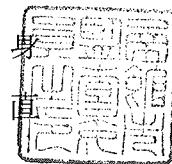
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定に基づき、企業局を対象として、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

なお、この監査については、渡辺宏身監査委員、植松直監査委員、北原善通前監査委員および茂木修前監査委員が監査を行ったものである。

平成27年5月19日

函館市監査委員 渡辺 宏

函館市監査委員 植 松



平成26年度 定期監査結果報告書（企業局）

1 監査の対象部局

企業局

2 監査の対象

財務監査

平成26年4月1日から平成26年10月31日までに執行された
収入事務、支出事務、契約事務およびこれらに関連する事務

3 監査の期間

平成27年1月14日から平成27年3月25日まで

4 監査の方法

今回の監査は、上記の事務を対象として調査事項を定め、関係法令等および予算に基づき、適正に執行されているかについて実施し、監査にあたっては、抽出により諸帳簿等の関係書類について検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

本件定期監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 全般的な事項

ア 予算の執行について

予算の執行においては、収入・支出予算の執行状況を予算執行計画整理簿、総勘定元帳等の関係書類をもとに検査した結果、適正に執行されていた。

イ 現金取扱事務について

現金取扱事務においては、金銭出納簿等の関係書類をもとに検査した結果、適正に処理されていた。

ウ 庶務的事務について

庶務的事務においては、出勤簿、休暇承認簿、時間外勤務命令簿等の関係書類をもとに検査した結果、適正に処理されていた。

(2) 個別的事項

ア 支出事務について

支出事務においては、乗車券販売手数料を対象とし、支出負担行為から支払に至るまでの執行状況を支出負担行為伺書等の関係書類をもとに検査した結果、適正に執行されていた。

イ 契約事務について

契約事務においては、函館市企業局水道メーター検針業務委託契約および小水力発電設備整備工事請負契約を対象とし、契約から支払に至るまでの執行状況を契約書、支出負担行為伺書等の関係書類をもとに検査した結果、適正に執行されていた。

なお、植松直監査委員は、地方自治法第199条の2に規定する監査執行上の除斥に該当するため、函館市企業局水道メーター検針業務委託契約の監査に関与していない。